

- L. Faulhaber, Die Libelli in der Christenverfolgung des Kaisers Decius, Z. K. Th. 43 (1919)
H. Leclercq, Dèce, in DACL
J. Schwartz, Une déclaration de sacrifice du temps de Dèce. Rev. Bibl. 54 (1947)
H. Grégoire, Les persécutions dans l'empire romain. 1951
- 10) 弓削達, 上掲書, 73頁以下参照。
- 11) 参照; P. W. 4A, 949.
Livius, 3, 7, 7. 「人の助けに絶望した元老院は, 民衆を祈祷に向かわしめて, 妻子と共に行って悲しみの軽減を天に嘆願 (supplicatum) するよう命じた」, これは紀元前 463 年ローマがペストと盗賊に襲われ荒廃したときのことである。これは公式の命令であったが, 民衆は自発的に神殺・社におしかけ, どこも熱心に膝まづき, ひれ伏して願祷を捧げるもので一ぱいになった, と記されている。
- 12) 最後に引用の文献としては挙げてないが座右において参照した文献を若干挙げておこう。
岩波講座・世界歴史 3 中の弓削達, ドミナートゥスの成立。秀村欣二。ローマ皇帝支配の意識構造 (1970)
W. H. C. Frend, Martyrdom and Persecution in the early church. 1963
// // , The early church. 1965
K. Gross, Decius. in RAC. 1957
J. Vogt, Christenverfolgung I. in RAC. 1954
J. Moreau, Die Christenverfolgung im römischen Reich. 1961

を礼拝する皇帝礼拝に帰着するであろうことは容易に推測できる。戦時下の日本を想起すれば良い。デキウスはローマ的精神に固執しようとして、オリエント的方法を導入するという逆説・矛盾に陥ったのである。

次にデキウスは先帝の治下 248 年に祝われたローマ建国千年祭の余勢を借りて、復古運動を一気に推進しようとしたとも思われる。千年祭の時の貨幣の銘はそのまま継続使用され、*Saeculares Aug., Saeculum novum, Romae aeternae* は後代の皇帝たちにも採用されたものであった。こうして原始的要素の多いローマ宗教を国家的忠誠宗教の位置に押し上げんと試みたのであろうが、その宗教的内容はあいまいのままオリエント諸宗教の神々もその中に吸収してイシス、オシリス、アッティス、ミトラス、マグナ・マテル、デア・シリア、タニトなど〈帝国を護持する神々〉(Euseb, h. e. 7, 11, 7) であれば何でもよかったのである。したがってキリスト者の中にも、形式だけ服従して自分たちの神を礼拝すれば良いではないかという論理が生れたほどである。国家の護持、忠誠の宣誓は 2 世紀半ば以来の弁証家の中心テーマであった。しかしデキウスの真の目的は宗教の領域にあるのではなく、政治的・軍事的領域にあったのであって、宗教的非同調者は即政治的・国家的反逆者として断固たる処分を受けることとなる。その犠牲になったのがキリスト者であった。このキリスト者の犠牲的精神を、もし彼が 60 年後の時代(コンスタンティヌスの時代)だったら、おそらく同じ熱心さをもって、帝国の救済のために用いようとしたであろうに〉といったのは歴史家ヤコブ・ブルクハルトである。

ブルクハルトはデキウスとコンスタンティヌスに、その正反対の政策にも拘わらず帝国の統一のため宗教をその基盤におこうとした理想主義に共通点を見出したのである。デキウスの政策の成否は、彼の政治が 2 年の短期間に、それもその大半が陣中にあったことを思えばこれを論ずることはできないが、彼が宗教政策とくにキリスト教政策に新しいパターンを創造した事実は否定できない。このパターンをさらに徹底させ、強力に遂行して皇帝礼拝にまで到達したのは、いうまでもなくディオクレティアヌスであった。¹²⁾ (文明研究所教授)

註

- 1) 本論文は昭和 51 年 9 月 24, 25 日福岡市西南学院大学で開催されたキリスト教史学会第 27 回大会で行なった研究発表の原稿である。ここでは紙数に制限があるので注は簡略にしてあることをことわっておきたい。
- 2) Plinius, *Epistularum liber* 10, 97
参照：半田元夫, 「原始キリスト教史論考」
- 3) Pap, *Giss.*, 40, I
参照：弓削達, 「ローマ帝国の国家と社会」
- 4) K. Latte, *Römische Religionsgeschichte*
- 5) A. Harnack, *Mission und Ausbreitung des Christentums in den ersten drei Jahrhunderten*, p. 860 ~ 898
- 6) Zonaras, 12, 19/20
- 7) *Epitome de Caes.*, 29
- 8) K. Gross, Decius in *R. G. G.*
- 9) libellus に関する参照文献の主要なもの
J. R. Knipfing, *The libelli of the Decian persecution*. in *Harv. Theol. Rev.* 16 (1923)
A. Bludau, *Die ägyptischen Libelli u. die Christenverfolgung des Kaisers Decius*. *R. Q. S. Suppl.* 27 (1931)

Aurelius Auneios。

ざっとこのように、ほとんどの請願者が、親の名と子供の場合を除いて男なら Aurelius, 女は Aurelia の名を冠している。これは先に述べた 212 年の皇帝カラカラのアントニヌス勅法によって新市民となった人たちがカラカラ帝の名前の一つを借りて彼を記憶・賛美しようとしていたものと考えられる。

ただしアントニヌス勅法には＜降服者（deditici）を除いて＞¹⁰⁾ とただし書きがついており、市民権付与の特権にあずからなかったもののいることを明記している。そして上記の請願者の中には Inaris のように Aurelius という gentilicum のない名前が見出されるのと、deditici と如何なる関係があるか究明されなくてはならない。このような公的証明にうっかりと書き落すということは考えられないとすると、Inaris は市民権を持たない住民、つまり deditici の一人と思われる。かかる deditici は lex publica の外におかれているので、ローマの宗教に対する義務も持っていないはずである。ローマ市民でないものにローマの神々を拝せよと強制することは、勅令をもってしても不可能なのではないか。ここで次の 2 つの仮説を立てて見よう。

1. アントニヌス勅法（CA）はデキウス勅令（DE）の法的必要前提であった。ゆえに DE は帝国の全市民に供儀を命じた。
したがって Inaris も当然ローマ市民である。
2. CA は DE の精神的必要前提であった。
ゆえに DE は帝国の全住民に供儀を命じた。
したがって Inaris は市民権のない住民である。

現在までの多くの研究者は 1 の仮説に立って、CA が DE の法的基盤を与えたことを強調する余り、Inaris の例外を説明できず、これを判読の際の誤りに帰し、J. G. Winter は＜Aurelius Sakis より＞と読むのだと修正を加え、H. Gregoire もこれに同調している。しかしこれは多分に無理をしていると思われる。一方 2 の仮説に立つのは J. R. Knipfing, Ghedini らである。その場合 DE は市民権のないものにもローマの宗教を強制したことになるが、衰退の始まったローマ帝国の再建を目指して新風を吹きこもうとしたデキウスの場合大いにあり得ることであり、CA の基本精神とも一致する。CA で市民権を拡大することはローマ宗教を広めることにあった、その宗教的側面は ED で拡大解釈されて、ローマ市民権を与えられないものもローマの神々のもとにつれて行くことこそ有事の際に国家の取るべき施策とされたに相違ない。

Knipfing は現存の libelli の中に、キリスト者のもの、つまり libellatici のものも混じっているはずだとの推論を下しているが、Theodore, Thecla 等当時のキリスト者にも使われた名前であるというだけで断定を下すことは不可能である。

Ⅵ デキウスの迫害の特色

宗教の自由を表看板にし、他宗教に不干渉の政策を取ってきたローマ帝国がその全住民に供儀を強制するというのは全く異例のことであった。ただデキウスはこれを古ローマの宗教慣習の一つである願祷（supplicatio）¹¹⁾ と解釈しようとしていたと思われる。つまり国家の危機に際して、あるいは感謝の念の表明として全国民が供儀を行なったという例はあった。例えばアウグストゥスの業績文には、全市民が Augustus の幸せを願って供儀をしたと記されている。皇帝の幸せと国家の幸福が同一視されるとき、究極的には皇帝の genus を礼拝し、ついには皇帝そのもの

私アウリレウス・シラスは貴下が犠牲をささげるのを目撃しました。

皇帝カイザル・ガイウス・メッシウス・クィントゥス・トラヤヌス・デキウス・ピウス・ベリクス・アウグストゥスの第1年、顕現月の第2日（250年6月26日）

この最後の日附は250年の6月12日から7月14日までのものである。すなわち当地（Theadelphiaが中心）では勅令の実行はこの時期であった。ローマでは早く実施され、司教 Fabianus は牢獄生活のあと 250 年 1 月 20 日に亡くなっている。つまり中央から徐々に地方に実施が移されたのではないと思われる。またデキウスのフルネームがどの libellus にも省略なしに書かれていることから、これらが公的証明書として正式のものであろうとしたことがわかる。

次に注目すべきことは請願者の名前である。おそらく漁師か農夫、その妻と思われる請願者のほとんどの名前に、ローマ貴族が持っていたような Aurelius, Aurelia が加えられているのである。次にその名前を列挙して見よう。

Satabous の子 Aurelius Diogenes。

Aurelius Syrus と Aurelius Pasbeius, 各自の妻 Demetria と Sarapias と共に。

Theodore と Pantonymus の子 Aurelius L...thionus, 息子 Aurelius Discorus と娘 Aurelia Lais と共に。

Mystus の娘 Aurelia Ammonous。

Aurelia Kamis。

Serenus の子 Aurelius Asesis。

Aurelia Ammonarion, 子供たち Aurelius Didymus と Aurelius Noupheus と Aurelius Taas と共に。

Kiales の子 Aurelius Horion。

Aurelia Charis。

Aurelius Alexander。

Herodus の子 Aurelius Serenis。

Aurelius Apianus の家僕 Aurelius Euprodokius。

Aurelia Taesis。

Melanas の娘 Aurelia Thermouthis。

Aurelias Irenaus の妻 Helene の娘で、私生児 Aurelia Demos。

Taesis の娘 Aurelia Soueris。

Aurelia Aoutis。

Anous の娘 Aurelia Isis。

A...n の娘 Aurelia Leulis。

Aurelia Talimmi, 娘と共に。

Aurelia E...s, 娘 Atous と共に。

Ammonius と Taeus の子 Aurelius Gaion, 妻 Taos, 息子たち Ammonius と Ammonianus, 娘 Thecla と共に。

Aurelia Teeieos, 娘 Tadeion と共に。

Akios の娘 Inaris, 子供たち Ajas, Hera と共に。

Peteres の娘 Aurelia Belle, 娘 Kaninis と共に。

内容は個人的な請願の部分と当局者の署名、日付で終わっている。その書式はほとんど一定しているので委員会に手本が置いてあったか、または数名の書記がいて代書したものであろう。幾つかの筆蹟が共通しているのは事実である。次に libellus 全体に共通する書式と代表的 libellus の 1 例を挙げる。

a. 書式

第一筆蹟

τοῖς ἐπὶ τῶν θνητῶν ἡρημενοῖς [κώμης, πόλεως ……村, ……町の] 供儀のため選任された方々へ

παρὰ [……] ἀπὸ [……] καταμένων ἐν [……] 生れで, [……] 居住の何某の子何某より

Καὶ αἰὶ θυνὼν τοῖς θεοῖς διετελεσα καὶ νῦν 私は常に供儀を行なってきました

ἐπὶ παροῦσιν ὑμῖν (ἐπὶ παρόντων ὑμῶν) そして今あなた方の面前で

κατὰ τὰ προσταγμένα (κατὰ τὰ προσταχθέντα) 勅令の定めた通りに

ἔθυσα καὶ ἔσπεισα καὶ τῶν ἱερείων ἐγευσάμην 犠牲をささげ, 神酒をそそぎ, 聖なる肉を味わいました [妻……, 息子……, 娘……とともに]

καὶ ἀξιῶ ὑμᾶς ὑποσημειώσασθαι [μοι, ἡμῖν] そこで [私のため, 私たちのため] あなた方が署名して下さるよう御願ひします

Διευτυχεῖτε 敬具 (繁栄しつづけられますように!)

a. [……] ἐπιδέδωκα 私 [何某] がこれを提出いたします

b. “[……] ἔγραφα ὑπὲρ [……] ἀγραμμάτων [ων]” 私は [何某] が文盲の [何某] のためこれを書きました

第二筆蹟

[……] ἰδὼν σε θύοντα ἅμα υἱῷ

[……] καὶ [……] εἶδαμεν ὑμᾶς θνησιάζοντος

[……] καὶ [……] εἶδαμεν σοι θύοντα

私 [何某] は, あなたが供儀を行なうのを目撃しました。

第三筆蹟

ΕΡΜ̄ΣΕΗΜ̄=Ερμᾶς σεσημείωμαι 私ヘルマスは, これを証します

第一筆蹟

(ἐτους) α Αὐτοκράτορος Καίσαρος Γαίου Μεσσίου Κονίντου Τραιανοῦ Δεκίου Εὐσεβοῦς Εὐτυχοῦς Σεβαστοῦ Παννι []

敬虔にして幸運な, 尊厳なる皇帝 ガイウス・メシウス・クイントゥス・トラヤヌス・デキウスの第一年, [] 月 [] 日

b. 代表的 libellus

「アレクサンデル島の村の供儀委員会へ。

アレクサンデル島の村に住むサタブスの子アウレリウス・ディオゲネスより。

年齢72歳, 右まゆの上に傷あとあり。

私はこれまでいつも神々に犠牲をささげてまいりました。そして今あなた方の面前で, 勅令の定め通りに, 犠牲をささげ, 灌奠をそそぎ, 聖なる犠牲肉を味わいました。

そこであなた方に署名して下さいますよう御願ひします。

敬具。アウレリウス・ディオゲネスがこれを提出します。

供儀の内容は神々に犠牲をささげ、灌奠を行ない、犠牲の肉を食することであるが、この実施に当たってまず各市町村に特別の供儀委員会が組織され、その委員会の面前で行なうか、あるいは行政当局者のもとに出頭して行なうかしなければならない。ローマでは皇帝自らこれを監督したと思われる。

住民の召喚は人口調査・課税リストに基づいて各自出頭日を定められ、その日に出頭しないものは再度出頭日が定められた。供儀の場所はローマ、カルタゴでは議会（Capitol）があげられているが、その他の地でも役場や議会が使用されたであろう。再度の出頭にも応じなかったものに初めて処罰がなされたが、当初は聖職者に限られていた。処罰の内容は、入獄、財産没収、追放、拷問、死刑などあるが実際の殉教者の数は多くはない。

問題なのはキリスト者の反応であって、平和時代の教勢の急速な成長と教会内部の成長は一致していなかったため、現世的人生観が横行し紀律は弛緩していた、それが一挙に苦境に追いこまれたため、多くのものが周章狼狽して数えきれないほどの棄教者（lapsi）を出したのである。

「勅令がとどくと、すべての者が立ちすくんだ。あるものは恐怖から直ちに進み出た。公職にあるものは職務上そうせざるを得なかった。他のものは周りの人びとに引きずり出された。彼らは名前を呼ばれると、不潔で不浄で邪悪な犠牲に近寄っていった。あるものは顔面蒼白となって、自分自身が犠牲に供せられているかのように震えていた。こうして彼らは、生まれつきすべてのことに臆病であることを実証したのである」（Eus. h. e. 6, 41, 9）。

こうした棄教者は長官のもとにおしかけ、長官がその日に消化し切れないので翌日出直すように命じた程である。また司教が率先して全会衆とともに集団棄教した例もある。

しかし勿論、自らの信仰に忠実に権力と戦ったものも数多くあった。ローマ司教 Fabianus、アンテオケ司教 Babylas、エルサレム司教 Alexander など殉教者（martyres）として死んだ人は martyres consummati とか coronati と呼ばれ、幸いに拷問を受けずにすんだ信仰の告白者は証聖者（confessores）と呼ばれた。また迫害に先立って難を逃れ、節を全うしたものは stantes と呼ばれた。ここで問題となるのは、棄教者ではないが、不正に供儀証明書を入手した証明書売取者（libellatici）と呼ばれる人びとである。マタイ伝 10, 23「この町にて責めらるるときは、かの町に逃れよ」とイエスも不必要に苦難・殉教を自ら求めることを戒めておられるが、この libellatici の場合少し事情が違っている。こういう棄教者や libellatici の教会復帰をめぐる、迫害後には新しい問題が教会内に発生して来るのである。

V Libellus の発見と意義⁹⁾

前章で述べた libellatici の入手した証明書 libellus は、近代のパピルス学の発達に伴ってようやく近年になってわれわれの確認し得たものである。

libellus の発行は帝国全土にわたって行なわれたと考えられる。ローマ、カルタゴ、スペイン等で libellus が発行されたことは文献によって確かめられるが、libellus の現物はエジプトのファイユムで発見された43枚が現存しているきりである。これらは1877年ファイユムが発掘されてから16年後1893年に発見され、その後一つ一つ発表されていき、1910年に P. M. Meyer がそれまでに発見された24枚を出版している。しかしその後も発見が続き J. Schwartz が43番目の libellus を1947年発表したのを最後に、現在では発見は止まっている。

この libellus は元来は請願書の意で、古くは皇帝にローマでの裁判を要請する請願書であった。この場合にも供儀実行者が委員会や当局者に、証明を願い出る請願書であった。ただこの請願の末尾に当局者が署名を加えることによって証明書としての効力を持ったのである。したがって

的に地方分立主義を唱えることがなく、いつしかローマ人よりもローマ的なものに憧れ、ローマの伝統を保持しようと努めた。デキウスはその一人で、早くから元老院に入り、ドナウ軍団によって皇帝に推挙されたときも、帝位を固執する気はさらになことをフィリップス帝に知らせたが、彼の嫌疑を晴らすことができなかったのだと伝えられている⁶⁾。彼は先輩諸皇帝を心から尊敬し、彼の貨幣にはこれら Augustus から Alexander Severus までの 11 皇帝の像が刻まれ、彼らは神 (Divi) と呼ばれている⁷⁾。しかしその中でも属州出身の皇帝 Trajanus に特に親近感を抱き、自ら Gaius Messius Quintus Trajanus Decius と名乗った。彼はトラヤヌスの先例にならない、元老院と常に協力しつつ統治しようと欲していた。

キリスト教の文書では〈呪われた野獣〉とか〈悪意にみちた専制君主〉というような形容を与えられているデキウスは、異教作家の証言によれば〈文武に長じ、家庭ではおだやかで親しみがあり、戦場では最も勇敢な男〉と称讃されている。このデキウスの政策は一言で言えば、復古政治 (Restaurationspolitik)⁸⁾ であった。つまり帝国繁栄の基礎は、ローマ宗教の遵守にあるという伝統的ローマ的思考を一層強化して、それによって国家の結束を固め迫りつつある危機を乗り越えようとするものである。そしてそのローマ宗教の中心は神々への供儀であることから、デキウスは全般的供儀の実行を命ずる勅令を發布するに至ったのである。

この勅令そのものは全市民に供儀の実行を命じたもので、とくにキリスト者に向けられたものではないが、デキウスの個人的感情にはキリスト教に対する反感があったであろうことは否めない事実である。デキウスの出身地イルリヤ・パンノニアは血統的にもローマに近かったが、急速にローマ化された割にはキリスト教との関係は非常に稀薄であった。一方先帝フィリップスは、政策的にも親キリスト教的であったのに加え、親衛隊にキリスト教化の進んだオスロエヌ人の弓術隊を持っており、これら側近の影響力は大きく、皇妃 Severa はオリゲネスと交通があり、オリゲネスを講演のためローマに招いてさえいる。デキウスの反キリスト教政策は先帝フィリップスへの敵意から生じたと古代の作家が伝えているのは、一面の真理であったであろう。エウセビウスは〈彼はフィリップスに対する反感のために、教会に対する迫害を起した〉(h. e. 6, 39, 1) と非常に短絡した表現を用いているので誤解を生じ易いが、先帝への反動がその政策のすべてでなく、また迫害のための迫害を起したのではなく、あくまで全般的供儀がタテマエであり、結果として迫害が行なわれたことに注意すべきであろう。したがってそのタテマエは、戦時下の日本で行なわれた神社参拝、宮城遙拝と同じ性格のもので、祭祀的形式主義であり、当時の宗教混交に毒された市民にローマの伝統的宗教によって一本の背骨を持たせることであった。しかしホンネとしては帝国内で最も恐ろしい存在となりつつあったキリスト教に打撃を与え無力化することであった。したがってキリスト者を摘発して直ちにこれを罰することが目的ではなく、あくまで供儀の実行だけが要求され、キリスト教信仰の否認つまり棄教そのものが求められたわけではない。ヒエロニムスは〈彼は身体を害なうことではなく、魂を害なうことを望んだ〉(V. Pauli., 2) と述べている。

Ⅳ 迫害の経過

デキウスは 249 年の 9 月帝位を交替し、直ちにその年の暮から聖職者の逮捕が始まっているが、全般的供儀の勅令がどの時点で発布されたものかは確定できない。ただアフリカにおいては〈われわれの所では皇帝の勅令によって迫害は始まったのではない、それより一年前から始まっていた〉(Eus. h. e. 6, 41, 1) といわれている。しかし一般には 249 年から 251 年の初めまで 1 年余り迫害は継続している。ただし迫害は全国で同時に、同じ程度で行なわれたわけではない。

ローマ市民権を与える」というもので、その目的は一つには国の税収をふやすことにあったことはたしかであるが、今一つはこれらの外人を「神々の祭祀に共につれていく」という宗教的目的になっていたのである。ローマ市民だけの宗教であったものを帝国統一の強力な紐帯として利用するために、ローマ帝国の「忠誠宗教」*Loyalitätsreligion*⁴⁾へと脱皮・昇格させたのである。

したがってキリスト者の多くが、この勅令によってローマ市民権を付与され、社会的に恩恵をこうむった反面、ローマ市民として国家の宗教に忠誠を示すべき義務を暗黙のうちに負わされていたのである。このマイナスの面は当初は表面にあらわれないが、次の世代以後明白になってくるのである。そしてこの忠誠宗教への志向は、東方の宗教や哲学的神秘主義への同情を持っているセウェルス朝への反感となり、元老院の内部に古い祭祀の復興を願う空気が高まって来た。その代表者はディオ・カッシオスであろう。彼は229年元老院を退いてからローマ史の執筆に専念したが、その中でマエケナスの演舌として次のように語らせている。「神々はいずこにおいても祖先の習慣にしたがって崇拜さるべきである。また他の人々にもこの崇拜を強要すべきであり、無神論者や魔術師は赦すべきでない」(Dio Cass., 52, 36, 1f)。つまりローマの宗教はローマ人だけでなく帝国全住民の義務として、その懈怠は反逆罪に価するものと解されるようになって来た。この時代思潮は軍国主義下の日本の事情と酷似している。内地の日本人に対して植民地住民であった朝鮮人、台湾人は日本国籍に編入されることによって国家への忠誠を誓わされ、国家宗教たる神社神道を強制されたのである。

以上は流れの表面に現われた現象であって、そこではとくにキリスト教が取り上げられてはいない。キリスト教は国家の宗教と抵触するもろもろの不許可宗教 (*religio illicita*) の一つに過ぎない。

しかし流れの底流にはもっと色彩のはっきりとした烈しい感情が横たわっていた。それは原始キリスト教以来、人びとが抱いていた根深いキリスト教への反感である。この反感は何らかの危機が訪れるたびにどす黒く吹き出して来るのであった。「キリスト者が数多くいるために、戦争や飢餓や、疫病が人類を襲うのだ」(Origenes, Mt. Ser 39)。これは民衆の感情であって学問でも政治でも容易にこれを消し去ることはできなかった。カパドキアで地震の起った時も、キリスト教迫害が行なわれたし、教養人も当時ではキリスト教が人間を食したり、邪淫にふけるというような初期の迷信からは解放されていたが、反感はかくすべくもなく、かえって思想的・理論的に武装したキリスト教攻撃を行なっている。

このような反感にもかかわらず、帝国内に強大に成長したキリスト教はローマ市だけでも約3万人の信徒があり、ローマ司教は自らの誕生祭 *natalis episcopi* を祝われる程の力を持っていた。またアフリカの教会に属する司教の数だけでも200人はあったと A. Harnack⁵⁾ は評価している。これらキリスト者は外部からは国家内国家のように見え、事実自ら「第3種族」(*tertium genus*)と名乗っている所もある (Ps. Cypr., *pascha comp.* 17)。デキウスが心の中いかにローマ司教を恐れていたかは、彼が251年陣中で対立皇帝 Julius Valens Licinianus が立ったという知らせを受け取ったとき、殉教したローマ司教 Fabianus の後任が決定したという知らせを聞くよりは、はるかにましだと述懐していることから判る (Cypr. ep. 55, 9)。

III デキウスの背景と政策

IIで述べたような時代の流れの中で、国家と民衆の期待を実現すべく登場して来たのがデキウスである。デキウスはイルリア・パンソニア出身の最初の皇帝であるが、この地方は皇帝親衛隊の兵員補充地であって、その中から次第に士官、幕僚が輩出するようになっていた。彼らは政治

デキウスのキリスト教迫害に関する一考察¹⁾

三 小 田 敏 雄

I 序

一般に親キリスト教的態度を示していたセウエルス朝(193—235)の後に迎えた軍人皇帝時代(235—285)に、キリスト教は初めて全般的迫害(*general persecution, allgemeine Verfolgung*)または組織的迫害を体験した。それまでの迫害は、告訴があり、それが正式のものと受理されてから裁判が行なわれ、1件ごとに処理するという形式を取っていた。そしてキリスト者はキリスト者という〈名そのもの〉(*nomen ipsum*)のために迫害されていたのかどうかは疑問であった。トラヤヌス帝は〈厳格な確固とした原則を定めることは不可能である。彼らをわざわざ探し出すべきではない〉、〈棄教すれば許すべきである〉²⁾として消極的態度を示し、政務官の懲罰権(*coercitio*)に委ねる方針を取った。政務官も *nomen ipsum* に非合法性・犯罪性を立証することは困難なので、〈彼らの自白した罪が何であれ、その強情と不屈の頑固さはたしかに罰せられるべきである〉として、信仰内容ではなく国家権力に対する反抗的態度に犯罪性を認めていた。したがってこれまでの迫害は政務官の裁量にもとづいて、局地的・散発的に行なわれていたに過ぎない。

3世紀に入ってローマ帝国は、北方、東方の辺境情勢がますます急を告げ、国内の経済・社会情勢も收拾し難いほど混乱し、帝国の将来に対して大きな不安を抱くようになった。多くの人びとは東方から来た神秘主義的傾向の宗教に傾倒して不安を逃れようと図ったので、宗教的混乱、宗教混交も目にあまる程であり、政府は従来なら黙認していたであろうこの状況を、国家危急の際ゆえに看過し得なかったと思われる。この時代に真に帝国の将来を憂え、帝国再建に真剣に取り組んだのは、むしろ属州出身者であり、彼らはローマ人以上にローマ的伝統を愛し、ローマの宗教に忠誠を誓って、ローマ宗教の遵守こそ国体の護持、平和(*pax deorum*)の基礎であると信じ疑わなかった。

かかる属州出身者のデキウスが皇帝となって、全市民に神々への供犠を勅令をもって命じ、その結果それに従わないキリスト者が全国的に迫害されるという事態が生じたのである。しかし勅令本文は失われ、文献も不足しているのでその細部にわたっては不明の点も多い。ここでは19世紀末から発見されたパピルス史料を援用してこの迫害を再検討してみたい。

II 時代の流れ

セウエルス朝時代、キリスト教は平和を享受し、大いにその教勢を伸ばした。とくに212年皇帝カラカラによってローマ市民権が拡大されてからは、それまで下層階級に多かったキリスト者が上流階級にも浸透するようになり、その中には高級官吏、宮廷人も数多くあったようである。このアントニヌス勅法(*Constitutio Antoniniana*)³⁾は〈ローマ世界に住むすべての外人にロ